

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### Ⅲ 生活環境

##### 1 薬事

##### (1) 概要

薬務行政においては、有効かつ安全な医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の安定的な供給に対する国民の要請に応えるため、薬事法その他の法令に基づき、その製造、販売等について所要の規制を行っているほか、医薬分業の推進、研究開発を軸とした医薬品産業等の健全育成、医薬品等流通の適正化に努めている。また、血液事業の推進、毒物劇物、麻薬、覚せい剤等に関する取締り等にも積極的に取り組んでいる。

更に、近年の医薬品等をめぐる市場開放問題に対しても、医薬品等の有効性、安全性の確保を大前提として、適切な対応に努めている。

第Ⅲ-1-1表 医薬品等の生産額の推移

第Ⅲ-1-1表 医薬品等の生産額の推移 (単位：百万円、%)

区分	年次	昭和55年	58	59	60	61		
		生産金額	生産金額	生産金額	生産金額	生産金額	前年比	構成割合
医薬品		3,482,177	4,032,057	4,026,985	4,001,807	4,280,732	7.0	100.0
抗生物質製剤		814,320	735,888	742,496	690,505	683,361	-1.0	16.0
循環器官用薬		377,757	509,239	531,299	519,683	563,301	8.4	13.2
中枢神経系用薬		344,197	395,493	396,492	383,855	430,516	12.2	10.1
消化器官用薬		256,830	340,620	344,273	353,799	372,044	5.2	8.7
その他の代謝性医薬品		363,950	363,149	330,522	314,132	328,629	4.6	7.7
外皮用薬		197,984	243,719	245,530	239,679	261,030	8.9	6.1
ビタミン剤		216,249	277,356	245,514	238,541	243,712	2.2	5.7
その他		910,890	1,166,593	1,190,895	1,261,613	1,398,139	10.8	32.5
医薬部外品		280,178	328,324	364,680	370,441	389,944	5.3	—
医療用具		720,184	852,223	932,753	968,187	979,817	1.2	—

資料：厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計」

第Ⅲ-1-2表 医薬品等の輸出入額の推移

第Ⅲ-1-2表 医薬品等の輸出入額の推移

(単位：百万円、%)

区分 年次	輸 出					輸 入				
	昭和55年	59	60	61		55	59	60	61	
	金額	金額	金額	金額	前年比	金額	金額	金額	金額	前年比
医薬品	93,901	128,766	132,006	123,328	△ 6.5	262,363	321,075	331,130	310,021	△ 6.3
ビタミン剤	31,386	30,131	29,575	27,049	△ 8.5	8,646	12,640	10,160	11,447	12.6
滋養強壯変質剤	20,398	36,247	30,691	26,493	△13.6	19,598	20,968	21,878	17,272	△21.0
抗生物質製剤	18,926	32,728	38,343	36,345	△ 5.2	88,880	96,660	92,772	82,611	△10.9
化学療法剤	5,195	5,269	5,282	7,263	37.5	5,841	6,124	5,340	5,031	△ 5.7
その他の代謝性医薬品	4,344	6,843	7,845	7,210	△ 8.0	10,718	13,844	13,556	11,648	△14.0
その他	13,652	17,548	20,270	18,968	△ 6.4	128,580	170,839	187,424	182,012	△ 2.9
医療用具	159,324	272,707	323,645	283,667	△12.3	97,043	108,282	118,577	111,870	△ 5.6

資料：大蔵省関税局「日本貿易統計」

第Ⅲ-1-3表 全国薬事関係事業数

第Ⅲ-1-3表 全国薬事関係事業数

(各年12月31日現在)

区分	年次	昭和57年	58	59	60	61
		合計	233,304	234,423	235,415	235,328
医薬品	製造(輸入販売)業	23,285	23,391	23,426	23,292	22,839
	薬局	33,287	33,933	34,689	35,264	35,783
	医薬品販売業	80,578	79,569	78,286	76,754	76,206
医薬部外品	製造(輸入販売)業	1,064	1,055	1,061	1,082	1,119
医療用具	製造(輸入販売)業	3,002	3,059	3,143	3,297	3,431
化粧品	製造(輸入販売)業	1,205	1,227	1,290	1,342	1,439
毒物劇物	製造(輸入)業	3,230	3,239	2,962	2,926	3,021
	販売業	87,653	88,950	90,558	91,371	95,684

資料：毒物劇物販売業態数は厚生省薬務局調べ、その他は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

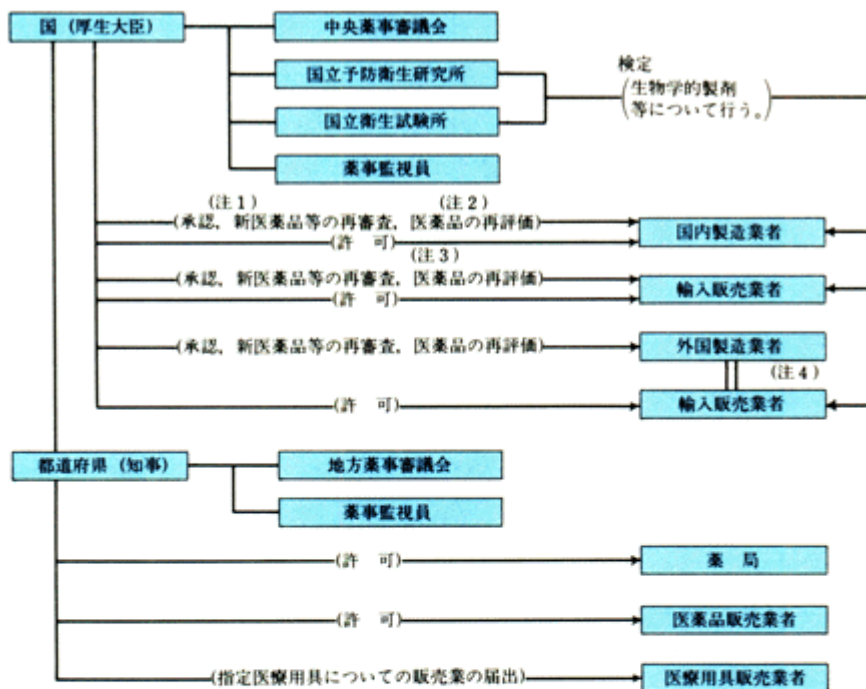
#### III 生活環境

##### 1 薬事

#### (2) 医薬品等の有効性及び安全性の確保

医薬品,医薬部外品,化粧品,医療用具の製造(輸入),販売等に関し,薬事法に基づき所要の規制を行っている。

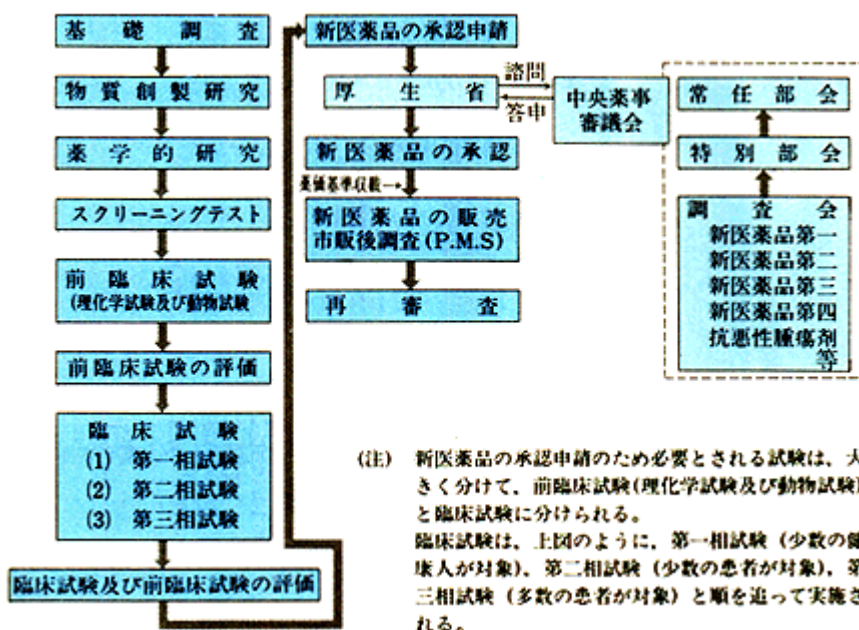
##### 1) 薬事法に基づく規制の仕組み



- (注) 1. 日本薬局方医薬品で厚生大臣の指定するもの以外の医薬品, 医薬部外品, 指定成分(ホルモン)を含有する化粧品及び厚生省令で定めるもの以外の医療用具については, その品質, 有効性及び安全性について審査して与えられる製造(輸入)の承認が必要である。
2. 新医薬品等については, 原則として6年後に品質, 有効性及び安全性を再確認するための再審査を受ける必要があり, 既承認医薬品のうち厚生大臣の指定したものについても, 有効性, 安全性等について現在の医学及び薬学の学問水準で検討し, その医薬品の有用性を確認する再評価を受ける必要がある。
3. 医薬品等を製造(輸入)する場合は, 構造設備の状況, 人的適格性を審査して与えられる許可が必要である。
4. 昭和58年8月1日から, 外国製造業者からの承認の直接申請が認められることとなり, その者が承認を取得した場合には輸入販売業者は改めて承認を取得する必要はなくなった。

## 2) 新医薬品の承認審査の仕組み

新医薬品は、既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品であるが、その開発のプロセス及び承認審査のプロセスは次のとおりである。



## 医薬品等の承認申請書に添付する資料の範囲

医薬品等の承認申請書に添付する資料の範囲

	医薬品等の種別			
	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療器具
起源又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料	○	○	○	○
物理的・化学的性質並びに規格及び試験方法等に関する資料	○	○		○
物理的・化学的性質等に関する資料			○	
安定性に関する資料	○	○		○
急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、催奇形性その他の毒性に関する資料	○			
安全性に関する資料		○	○	
電気的安全性、生物学的安全性、放射線に関する安全性その他の安全性に関する資料				○
薬理作用に関する資料	○			
吸収、分布、代謝及び排泄に関する資料	○			
臨床試験の試験成績に関する資料	○			○
効能又は効果に関する資料		○		
性能に関する資料				○

(注) ○印は原則として添付を必要とする資料を示す。

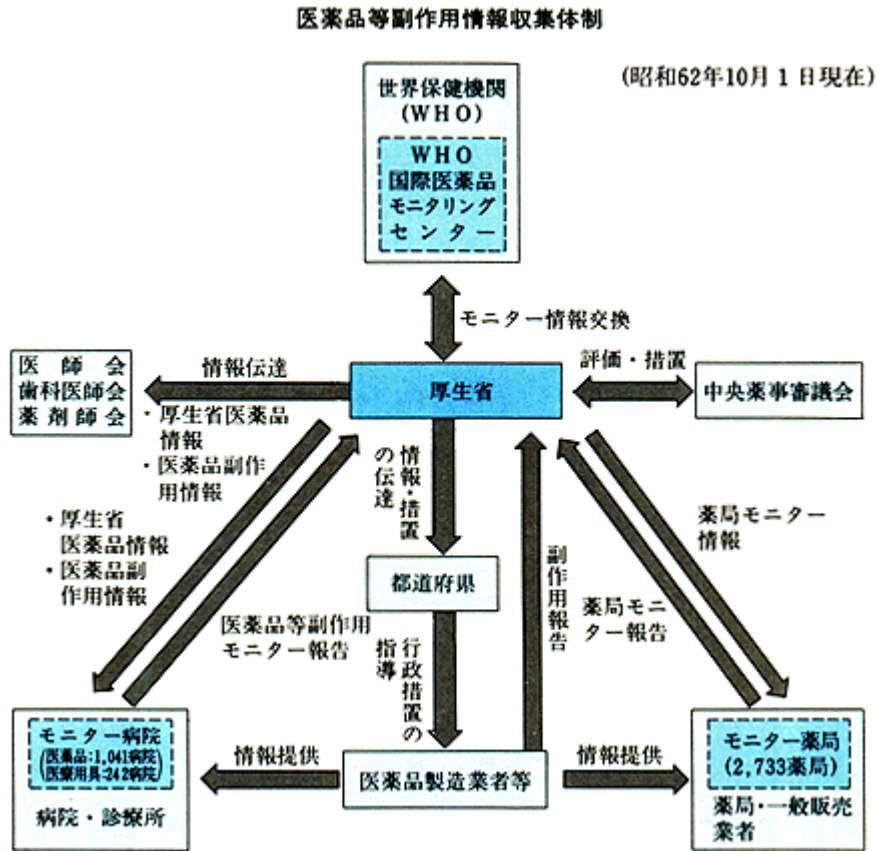
## 3) 副作用情報の収集

医薬品の副作用情報を収集し、これに基づいた適切な措置を講ずるため、モニター病院、モニター薬局を指定し、副作用モニター制度を実施するとともに、医薬品製造業者等に副作用報告義務を課す等所要の措置を講じている。



また、医療用具についても、モニター制度を59年11月から発足させている。

### 医薬品等副作用情報収集体制



#### 4) 医薬品の再評価

既承認医薬品の有効性、安全性等について、医学及び薬学の現在の学問水準で検討し、その医薬品の有用性について評価を行っている。

第III-1-4表 医薬品再評価実施状況

第Ⅲ-1-4表 医薬品再評価実施状況

(1) 昭和42年10月以前に承認された成分を対象とした再評価

区 分		再評価終了品目数	有用性が認められるもの	承認事項の一部を変更すれば有用性が認められるもの	有用性が認められないもの
医療用医薬品	昭.61.12.3 第26次再評価結果	285	112	134	39
	昭.48第1次から昭.61 第26次までの再評価結果の合計	18,718	10,804	6,839	1,075

区 分		再評価終了品目数	再評価基準に合致し、有用性が認められるもの	再評価基準に合致させることにより、有用性が認められるもの	再評価基準外で有用性が認められるもの	有用性を示す根拠がないもの
一般用医薬品	昭.61.12.3 第6次再評価結果	287	51	218	15	3
	昭.56第1次から昭.61 第6次までの再評価結果の合計	5,306	3,184	2,058	51	13

資料：厚生省薬務局調べ

(2) 昭和42年10月以降に承認された成分を対象とした再評価

区 分		スクリーニング終了成分数	再評価指定成分(処方)数	再評価終了成分数	再評価終了品目数	有用性が認められない成分数	有用性が認められない品目数
医薬品用	昭.62.12.15 昭和62年度その1再評価結果	402	117	20	432	1	1

資料：厚生省薬務局調べ

## 5) 薬事及び毒物劇物監視

各都道府県に配置されている薬事監視員及び毒物劇物監視員が、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具及び毒物・劇物の製造、販売等を行う業者等に対し監視指導を行っている。

第Ⅲ-1-5表 薬事監視状況の推移

第Ⅲ-1-5表 薬事監視状況の推移

区分		年次	昭和57年	58	59	60	61
監視員数			2,470	2,511	2,615	2,594	2,727
許可届出施設数			367,931	375,021	383,487	392,723	402,993
立入検査施行施設数			272,519	278,943	290,009	280,457	290,111
違反発見施設数			16,475	17,869	18,378	15,989	19,648
主な違反内容	無許可・無届業		565	718	558	529	588
	無許可品		378	899	794	604	1,075
	不良品		224	291	323	315	241
処分件数	許可取消・業務停止		33	28	23	34	42
	構造設備の改善命令等		24	9	13	6	4

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」、監視員数は厚生省業務局調べ

第Ⅲ-1-6表 毒物劇物監視状況の推移

第Ⅲ-1-6表 毒物劇物監視状況の推移

区分		年次	昭和57年	58	59	60	61
監視員数			2,595	2,655	2,765	2,735	2,708
登録(届出)箇所数			95,245	96,427	97,649	99,114	100,392
立入検査施行箇所数			89,821	88,648	88,348	89,212	94,261
違反発見箇所数			13,678	16,996	13,244	13,214	14,231
処分件数	登録取消・業務停止		7	1	2	2	0
	設備改善命令		3	12	1	5	0

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」、監視員数は厚生省業務局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

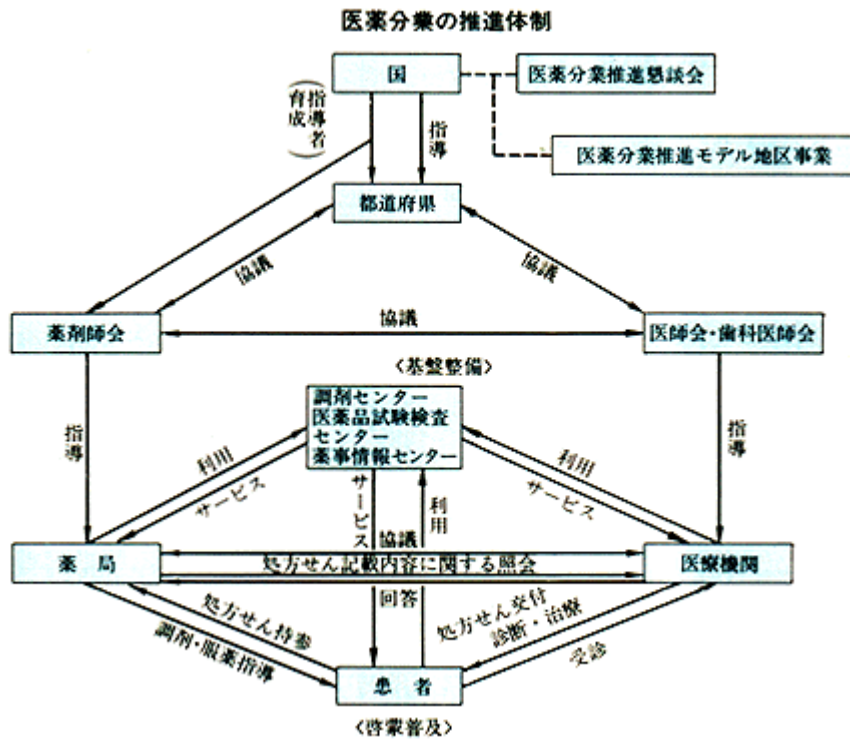
III 生活環境

1 薬事

(3) 医薬分業

国民医療の質の向上に資する医薬分業の推進を図るため、調剤センター、薬事情報センター等の基盤整備、指導者育成、国民に対する啓蒙等の施策を実施するほか、関係者からなる医薬分業推進懇談会を設け、今後の推進方策の検討をしている。また、昭和60年度からは医薬分業推進モデル地区事業も実施している。

医薬分業の推進体制



第III-1-7表 薬局数、保険薬局数及び処方せん枚数の推移



第Ⅲ-1-7表 薬局数、保険薬局数及び処方せん枚数の推移

	薬 局 数	保険薬局数	処方せん枚数	指 数
昭和49年度	26,012	20,845	7,299,505	100
50	26,920	23,231	14,379,875	197
55	31,346	26,757	56,001,498	767
56	32,371	27,711	71,091,712	974
57	33,287	28,722	87,031,607	1,192
58	33,933	29,361	94,787,837	1,301
59	34,689	29,592	102,427,053	1,403
60	35,264	30,095	106,156,427	1,454
61	35,783	30,278	112,527,286	1,542

資料：厚生省薬務局調べ

(注) 保険薬局とは、薬局のうち都道府県知事が保険薬局として指定したもの。

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

##### 1 薬事

#### (4) 医薬品産業政策

##### 1) 総合的産業政策の推進

極めて技術志向性の高い代表的な知識・技術集約型産業であり、国民の保健医療水準の維持向上を支える中核的な健康科学産業である医薬品産業の重要性に鑑み、研究開発力の強化をはじめとした総合的な産業振興施策を積極的に推進している。

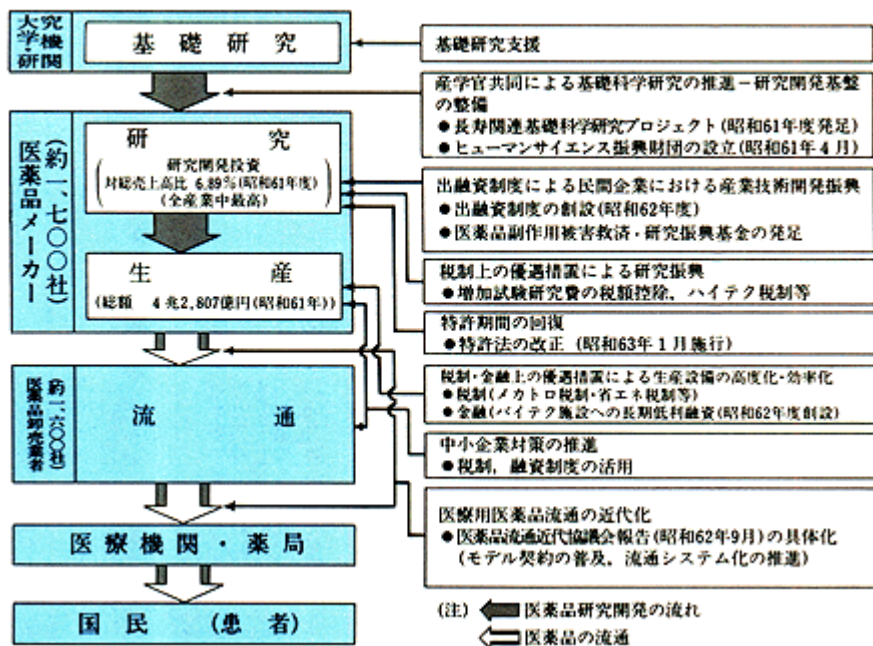
##### 2) 医薬品流通の近代化・効率化

医薬品が生命関連商品であり、その安定的な生産・供給が国民医療を守る上で極めて重要であることから、医薬品流通の近代化・効率化の推進に努めている。また、近年の情報化社会の進展に対応して、受発注のオンライン化や医薬品情報システムの開発等医薬品流通のシステム化の推進にも取り組んでいる。

このため、昭和58年3月に医薬品流通近代化協議会を設置し、検討を進めてきたが、昭和62年9月に、流通当事者間のモデル契約の策定・普及による取引条件の改善、流通システム化を通じての流通活動の効率化等を内容とする報告書が提出された。

#### 医薬品産業の現状及び産業振興政策(概念図)

医薬品産業の現状及び産業振興政策(概念図)



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

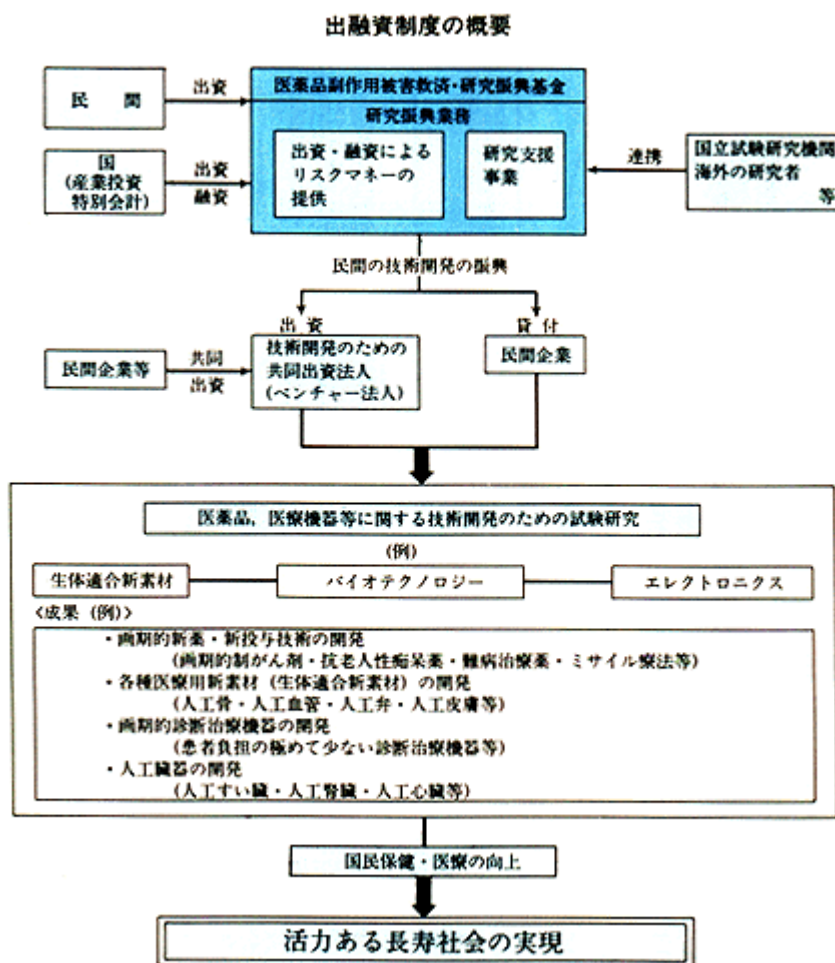
##### 1 薬事

#### (5) 医薬品等の研究開発に対する出融資制度

活力ある長寿社会の実現に向けて、がん,老人性痴呆等の国民の保健医療上の重要課題を克服していくためには、近年驚異的な進歩を遂げているバイオテクノロジー,新素材,エレクトロニクス等の先端的な科学技術の積極的な研究開発を通じた画期的な新薬,先端的な医療機器等の開発が不可欠である。

このような観点から医薬品産業等の民間企業におけるこれらの先端技術の研究開発を積極的に振興するため、昭和61年10月に医薬品副作用被害救済基金が医薬品副作用被害救済・研究振興基金に改組され、公的な資金による出融資業務を行っている。

#### 出融資制度の概要





*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

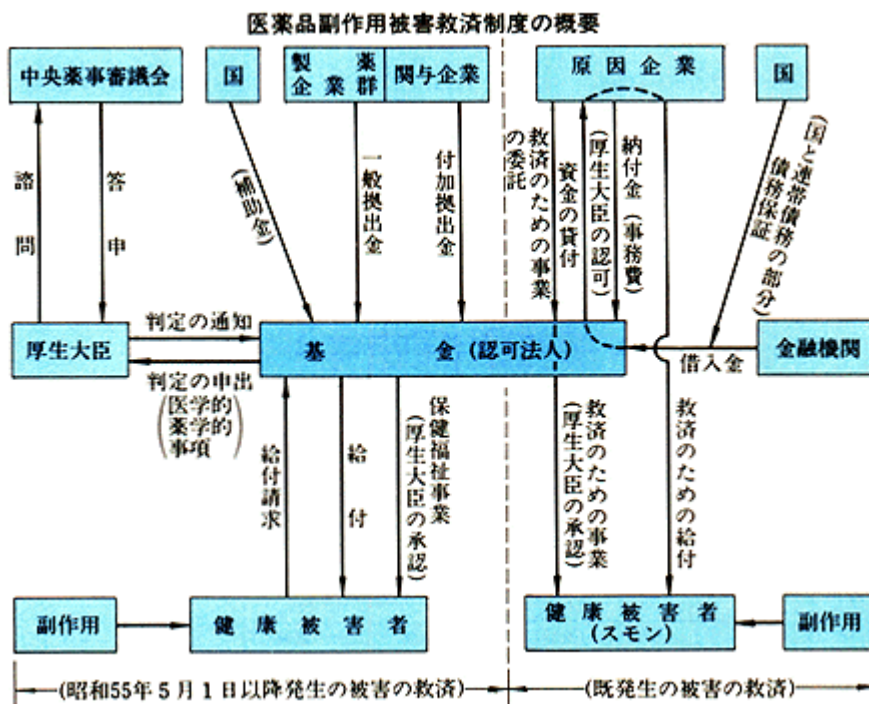
III 生活環境

1 薬事

(6) 医薬品副作用被害救済制度

医薬品の副作用による健康被害を受けた者に対し迅速な救済を行うため、医薬品副作用被害救済基金が昭和54年に設立され(62年10月1日から医薬品副作用被害救済・研究振興基金に名称変更)、医薬品の製造業者等からの拠出金をもとに、健康被害者に対し、医療費、障害年金等の救済給付が行われている。

医薬品副作用被害救済制度の概要



第III-1-8表 救済給付状況の推移

第Ⅲ-1-8表 救済給付状況の推移 (61年度末現在)

	請 求 件 数	支 給 件 数	支 給 金 額 (千円)
昭和55年度	20	8	1,077
56	35	20	5,407
57	78	38	59,860
58	78	61	100,818
59	130	61	109,084
60	115	94	184,741
61	133	97	206,769
計	589	379	667,754

資料：医薬品副作用被害救済基金調べ

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

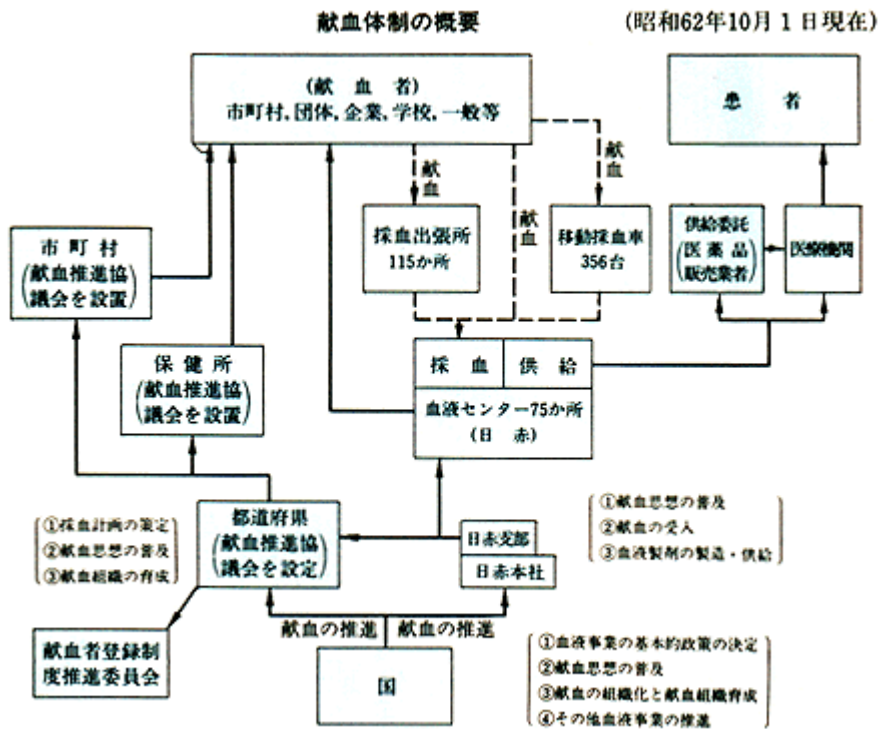
#### III 生活環境

##### 1 薬事

##### (7) 血液事業

輸血用血液等の供給確保については、61年度から従来の200ml献血のほか、新たに400ml献血及び成分献血の導入等による新しい血液事業を推進し全国的に献血受入体制の整備と献血思想の普及等の措置を講じている。

#### 献血体制の概要



第III-1-9表 献血者数及び献血量の推移



第III-1-9表 献血者数及び献血量の推移

年次	献血希望者数(人)	献血者数(人)	献血者内訳			献血量(ℓ)	対前年比		献血率(%)
			200ml(人)	400ml(人)	成分(人)		献血者数(%)	献血量(%)	
昭57年('82)	8 009 902	7 149 803	7 149 803	—	—	1 429 961	104.1	104.1	6.1
58 ('83)	8 550 501	7 680 029	7 680 029	—	—	1 536 006	107.4	107.4	6.5
59 ('84)	9 212 171	8 307 975	8 307 975	—	—	1 661 595	108.3	108.3	7.0
60 ('85)	9 645 496	8 696 105	8 696 105	—	—	1 739 221	104.7	104.7	7.2
61 ('86)	9 561 112	8 597 507	7 962 322	616 595	18 590	1 845 037	98.9	106.1	7.1

資料：厚生省薬務局調べ。

(注) 献血率とは献血者数を全人口で除したものである。

第III-1-10表 年齢階級別献血者数

第III-1-10表 年齢階級別献血者数

(各年間)

区分	昭和60年			61		
	献血者数	割合(%)	前年比	献血者数	割合(%)	前年比
総数	8 696 105	100.0	1.05	8 597 507	100.0	0.99
16～19歳	1 792 012	20.6	1.02	1 730 929	20.1	0.97
20～29	2 646 801	30.4	1.03	2 536 050	29.5	0.96
30～39	2 056 226	23.7	1.06	2 099 392	24.4	1.02
40～49	1 402 692	16.1	1.05	1 390 344	16.2	0.99
50～64	798 374	9.2	1.11	840 792	9.8	1.05

資料：厚生省薬務局調べ

第III-1-11表 血液製剤の供給状況の推移

第III-1-11表 血液製剤の供給状況の推移

(単位：本)

区分	年次 単位	昭和57年	58	59	60	61
		全血製剤	保存血液	1 1,379,590	1,170,470	989,059
		2 —	—	—	—	35,342
	新鮮血液	1 695,437	718,457	734,302	690,088	609,705
		2 —	—	—	—	19,560
	小計	2,075,027	1,888,927	1,723,361	1,503,623	1,342,748
血液成分製剤	赤血球製剤	1 3,237,947	3,723,457	4,241,190	4,570,631	4,117,626
		2 —	—	—	—	260,141
	血漿製剤	1 4,236,320	4,799,308	5,539,918	6,065,176	5,057,566
		2 —	—	—	—	369,052
	血小板製剤	1 1,619,444	1,933,619	2,253,566	2,557,275	2,393,416
		2 —	—	—	—	201,070
		5 —	—	—	—	7,206
		10 —	—	—	—	5,859
	小計	9,093,711	10,456,384	12,034,675	13,193,082	12,411,936

資料：厚生省薬務局調べ

(注) 1. 全血製剤とは、すべての血液成分(赤血球、血小板、血漿など)が含まれている製剤である。

2. 血液成分製剤とは、採血した血液を赤血球、血小板及び血漿の成分に分離した製剤である。

3. 1単位及び2単位とは200ml全血及び400ml全血からそれぞれつくられた製剤の単位である。

4. 5単位及び10単位とは、200ml全血からつくられた血小板製剤中の血小板量を1単位とし、その5倍量及び10倍量を含有する製剤の単位である。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

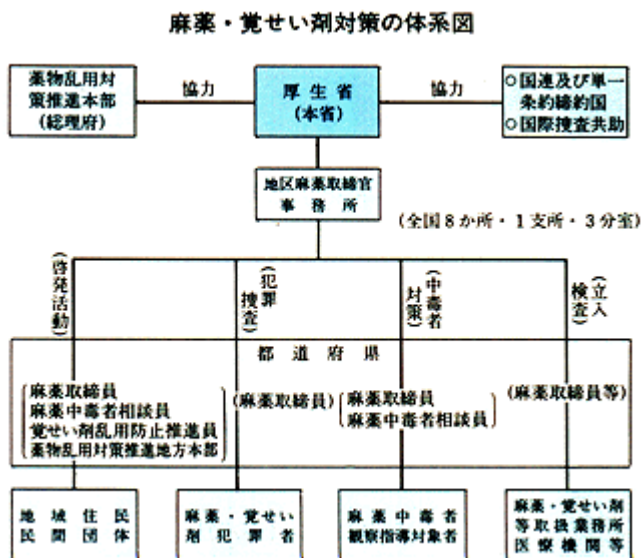
#### III 生活環境

##### 1 薬事

##### (8) 麻薬・覚せい剤等

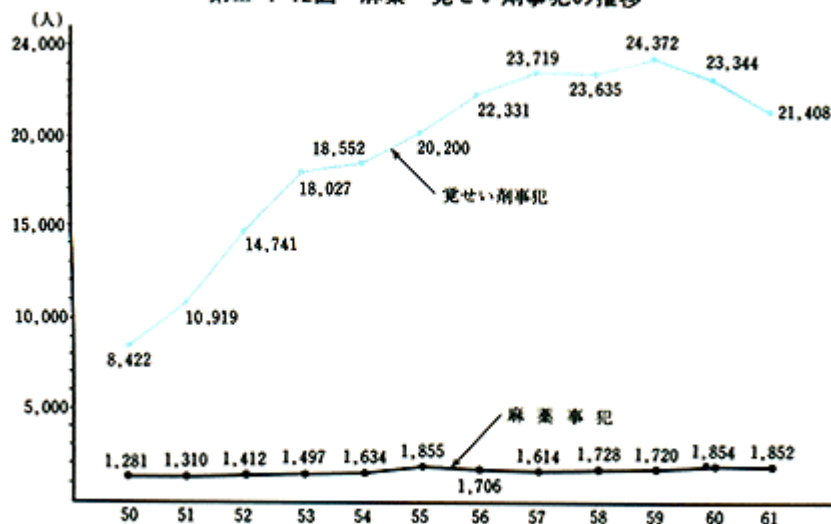
全国に配置された地区麻薬取締官事務所及び都道府県を通じ、啓発活動、立入検査、違反の取締り等の麻薬・覚せい剤等対策を総合的に推進している。

麻薬・覚せい剤対策の体系図



第III-1-12図 麻薬・覚せい剤事犯の推移

第Ⅲ-1-12図 麻薬・覚せい剤事犯の推移



昭和・年

資料：厚生省薬務局「麻薬・覚せい剤行政の概況」

第Ⅲ-1-13表 麻薬関係立入検査状況の推移

第Ⅲ-1-13表 麻薬関係立入検査状況の推移

区分		年次				
		昭和57年	58	59	60	61
対象業務所数		53,054	52,193	51,041	49,780	48,119
立入検査回数		17,126	17,516	16,089	15,428	16,705
違反業務所数		2,480	2,586	2,204	2,236	2,318
処置	告発・送致	5	2	1	2	1
	免許取消	—	—	—	—	—
	業務停止	1	—	—	—	—
	その他	2,488	2,585	2,204	2,255	2,386
	計	2,494	2,587	2,205	2,257	2,387

資料：厚生省薬務局調べ

第Ⅲ-1-14表 覚せい剤関係立入検査状況の推移

第Ⅲ-1-14表 覚せい剤関係立入検査状況の推移

区分		年次				
		昭和57年	58	59	60	61
対象業務所数		165,247	168,548	169,507	170,904	170,992
立入検査回数		29,156	30,109	27,417	28,360	32,109
違反業務所数		175	207	136	68	93
処置	告発・送致	—	—	—	—	—
	指定取消	—	—	—	—	—
	業務停止	—	—	—	—	—
	その他	172	207	136	68	93
計		172	207	136	68	93

資料：厚生省薬務局調べ



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 2 生活衛生

#### (1) 生活衛生行政の概要

---

生活衛生行政は、衣食住をはじめとする人間の生活環境の衛生水準の向上、換言すれば、「ヒト」をとりまく「モノ」に注目し、公衆衛生上の見地から種々の規制、監視、指導等を行うものである。近年、国民生活の向上に伴い、国民の生活環境に対するニーズはより健康で快適なものへと高度化、多様化してきており、それらを踏まえ、様々な施策を推進している。

---

第2編

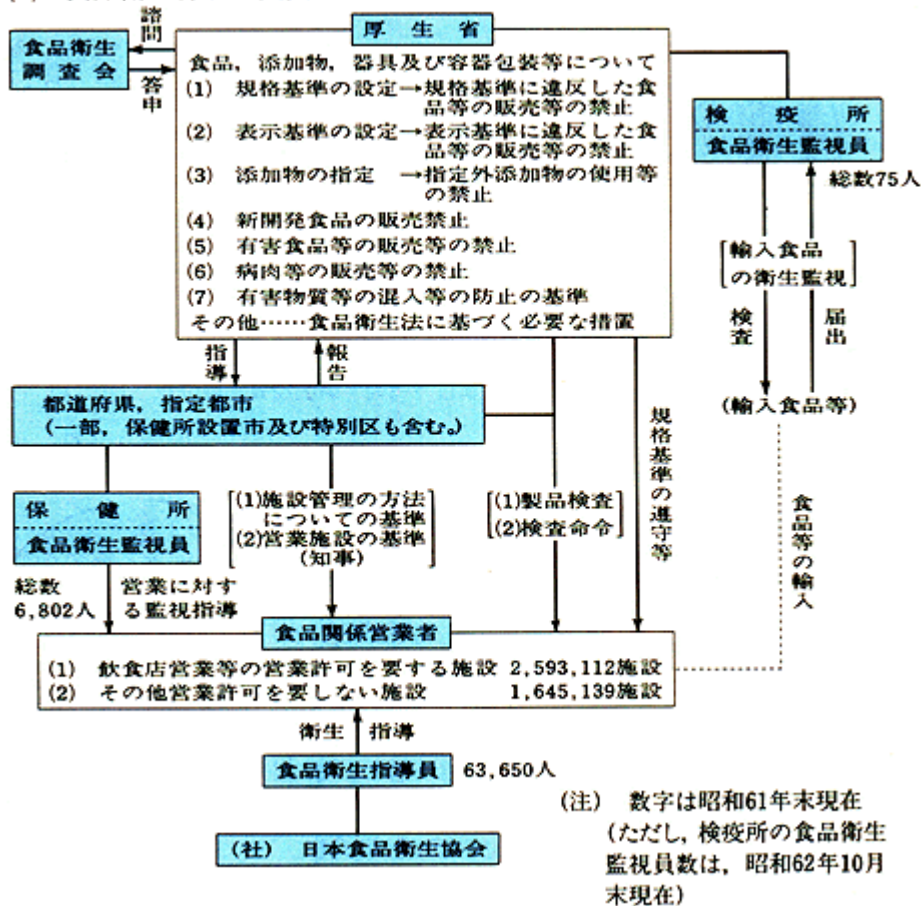
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

2 生活衛生

(2) 食品衛生行政の概要

(2) 食品衛生行政の概要



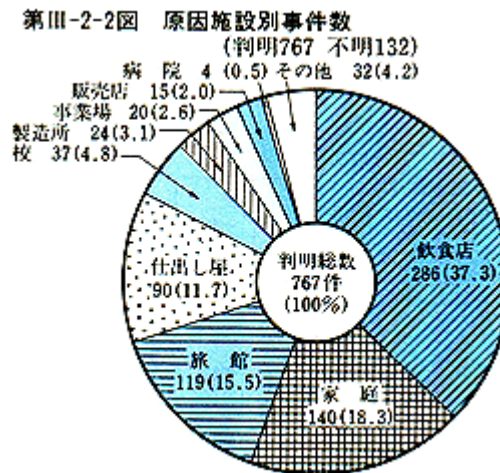
第III-2-1表 食中毒の発生状況の推移

第III-2-1表 食中毒の発生状況の推移

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの患者数	り患率(人口10万対)
昭和50年	1,783件	45,277人	52人	25.4人	40.4
55	1,001	32,737	23	32.7	28.0
59	1,047	33,084	21	31.6	27.5
60	1,177	44,102	12	37.5	36.4
61	899	35,556	7	39.6	29.2

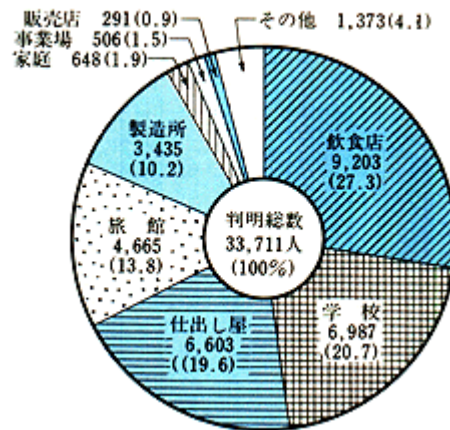
資料：厚生省統計情報部「食中毒統計」

### 第Ⅲ-2-2図 原因施設別事件数



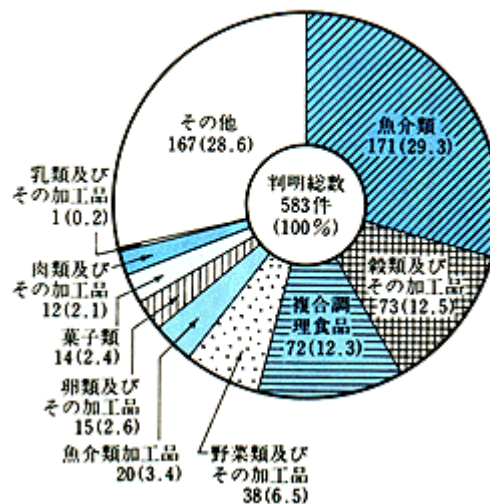
### 第Ⅲ-2-3図 原因施設別患者数

第Ⅲ-2-3図 原因施設別患者数 (判明33,711人 不明1,845)



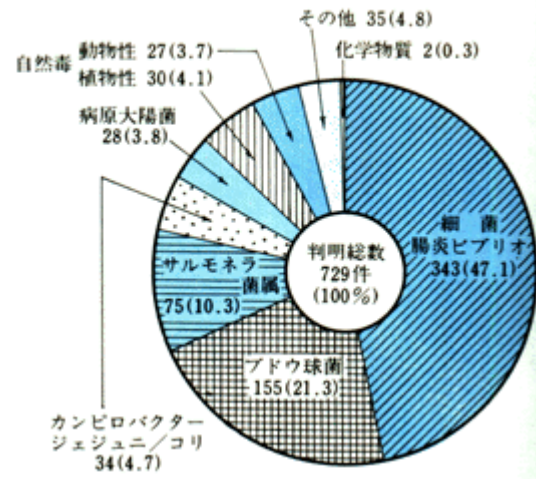
### 第Ⅲ-2-4図 原因食品別事件数

第Ⅲ-2-4図 原因食品別事件数  
(判明583 不明316)



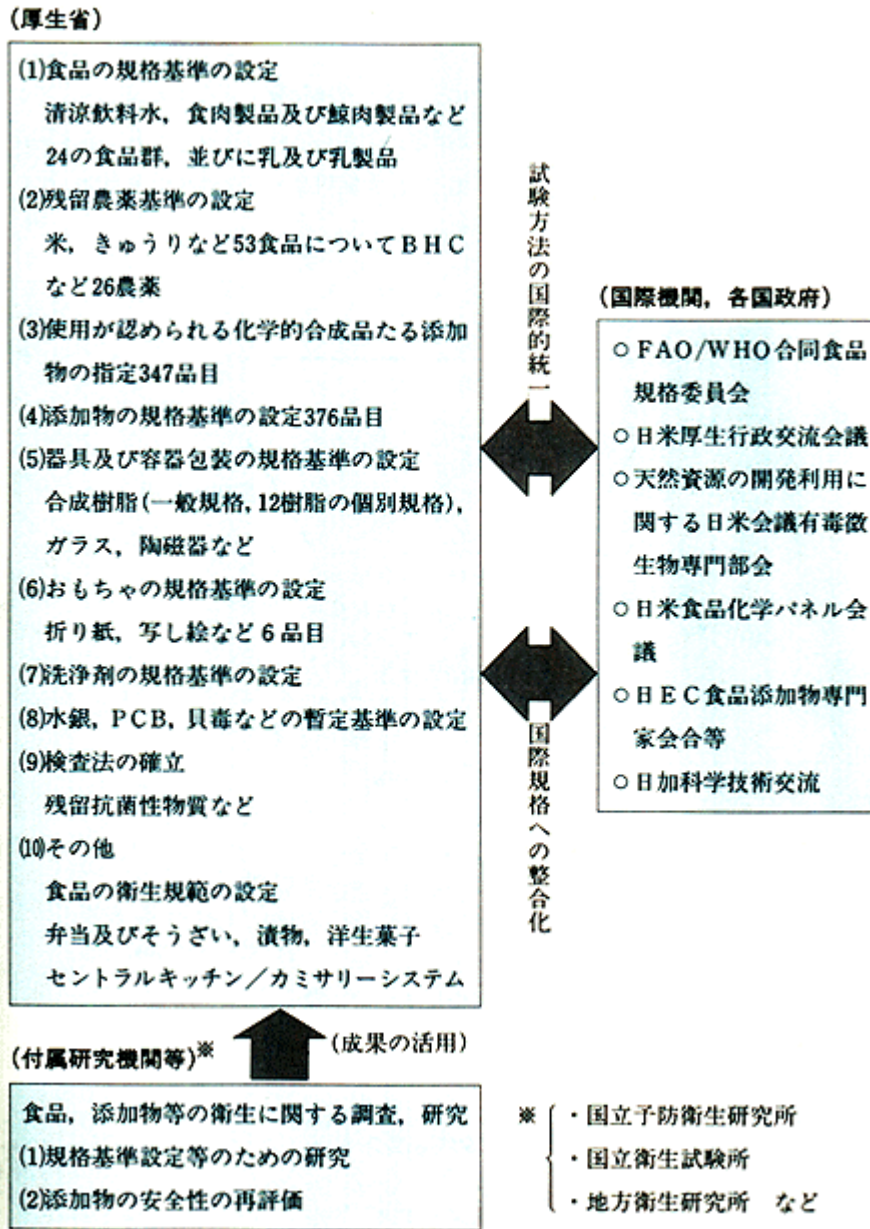
### 第III-2-5図 病因物質別事件数

第III-2-5図 病因物質別事件数 (判明729 不明170)



食品等の安全確保

食品等の安全確保





## 第2編

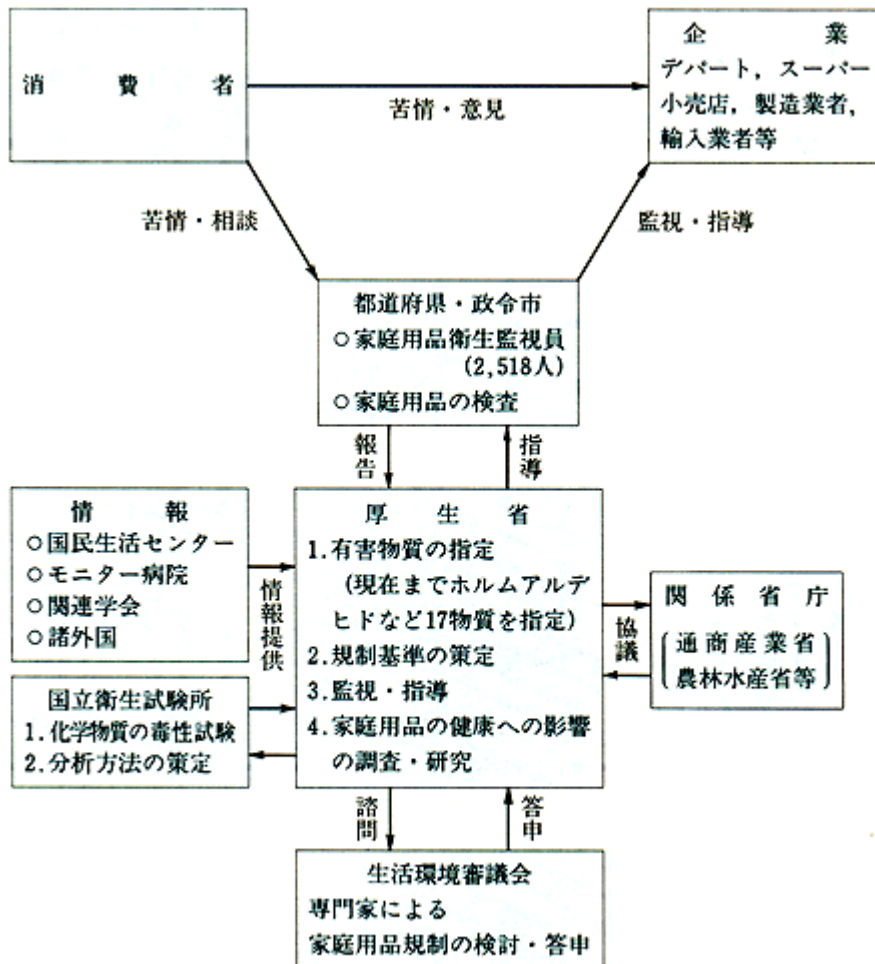
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 2 生活衛生

#### (3) 家庭用品の安全確保

上着,下着,くつ下等の繊維製品,洗浄剤,エアゾール製品などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき,有害物質を指定し,さらに有害物質を含有する家庭用品についてその含有量等の規制基準を設定し,家庭用品の安全性の確保を図っている。



(注) 数字は昭和61年末現在

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 2 生活衛生

#### (4) 化学物質による環境汚染の防止

化学物質による環境汚染を防止するため、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質の製造、輸入にあたって、その化学物質の分解性(環境中で微生物等により分解されやすいかどうか)、蓄積性(魚介類の体内において蓄積されやすいかどうか)、長期毒性(継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがあるかどうか)について審査を行い、必要に応じ、製造、輸入、使用等の規制を行っている。

また、既に製造、輸入されている化学物質(既存化学物質)についても、新規化学物質と同様の調査を行い、所要の規制を行っている。(通商産業省共管)

(昭和62年12月現在)

化学物質の区分	定 義	規 制 内 容	指定の例
第一種特定化学物質	難分解性、高蓄積性の性状を有し、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある化学物質で政令で定めるもの。	許可外製造、輸入の禁止 特定用途以外での使用禁止等 (一部を除いて原則的に、製造、輸入、使用は認められない。)	PCB クロルデン 等8物質
第二種特定化学物質	蓄積性は低いものの難分解性の性状を有し、かつ、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある化学物質であって、その製造等の状況からみて、相当広範な地域の環境において相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの。	製造、輸入の予定数量の届出等が義務づけられ、必要があれば数量を制限することができる。	現在までなし
指定化学物質	蓄積性は低いものの難分解性の性状を有し、かつ、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある化学物質である疑いがあり、厚生大臣及び通商産業大臣が指定するもの。	製造、輸入の実績数量の届出が義務づけられ、その数量及び環境汚染の状況等から必要と認められる場合には、長期毒性の詳細な調査を指示する。 その結果に基づき必要な場合には第二種特定化学物質に指定する。	トリクロロエチレン等 10物質
上のいずれの区分にも該当しないもの		規制なし	

## 第2編

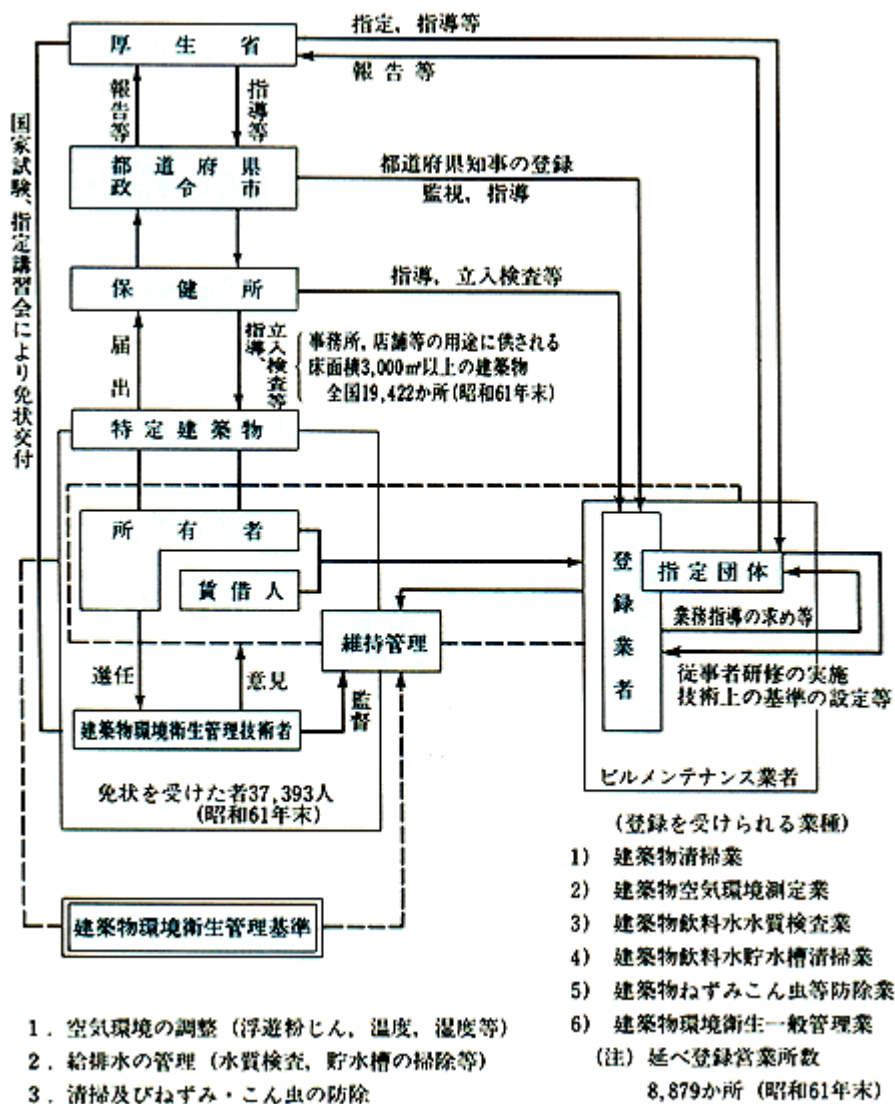
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 2 生活衛生

#### (5) 建築物における環境衛生の確保

建築物の衛生面における維持管理対策は、昭和45年4月に制定された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。



第2編

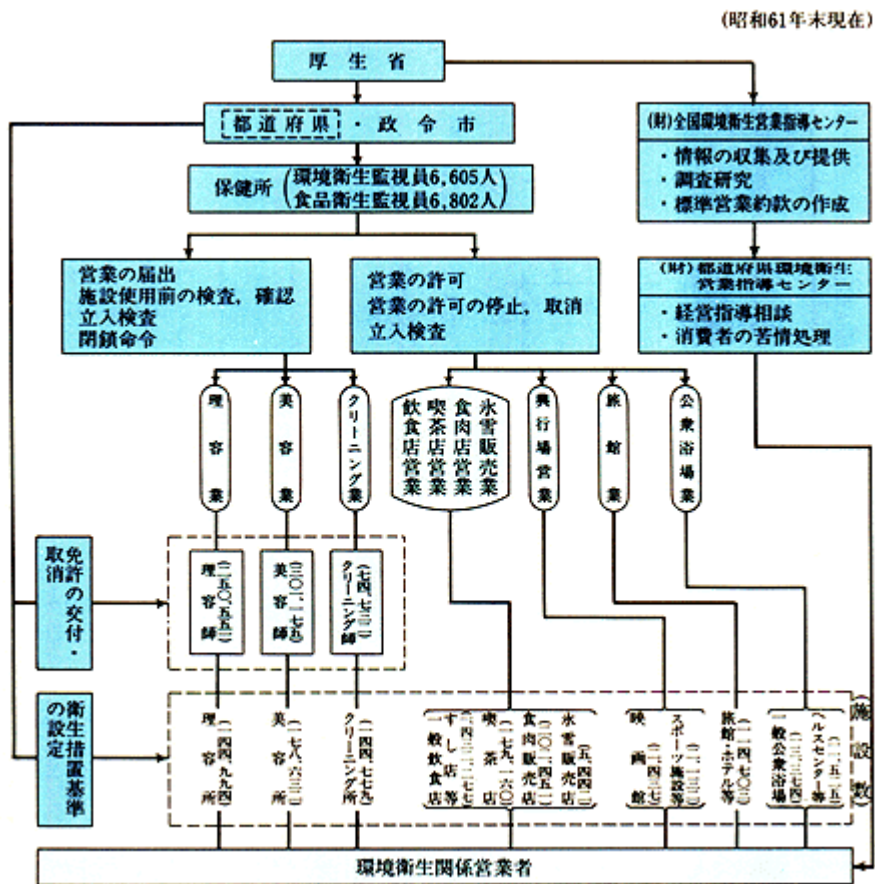
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

2 生活衛生

(6) 環境衛生関係営業

理・美容業、クリーニング業、旅館業、飲食店営業等の環境衛生関係営業における衛生水準を確保するため、各個別法令により衛生確保のための措置基準等を定めるとともに、営業の許可、立入検査等を行っており、特に、理・美容業、クリーニング業については、免許資格制度を設けている。また、全国環境衛生営業指導センター及び都道府県環境衛生営業指導センターを通じて、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び消費者の苦情に関する指導を行っている。





## 第2編

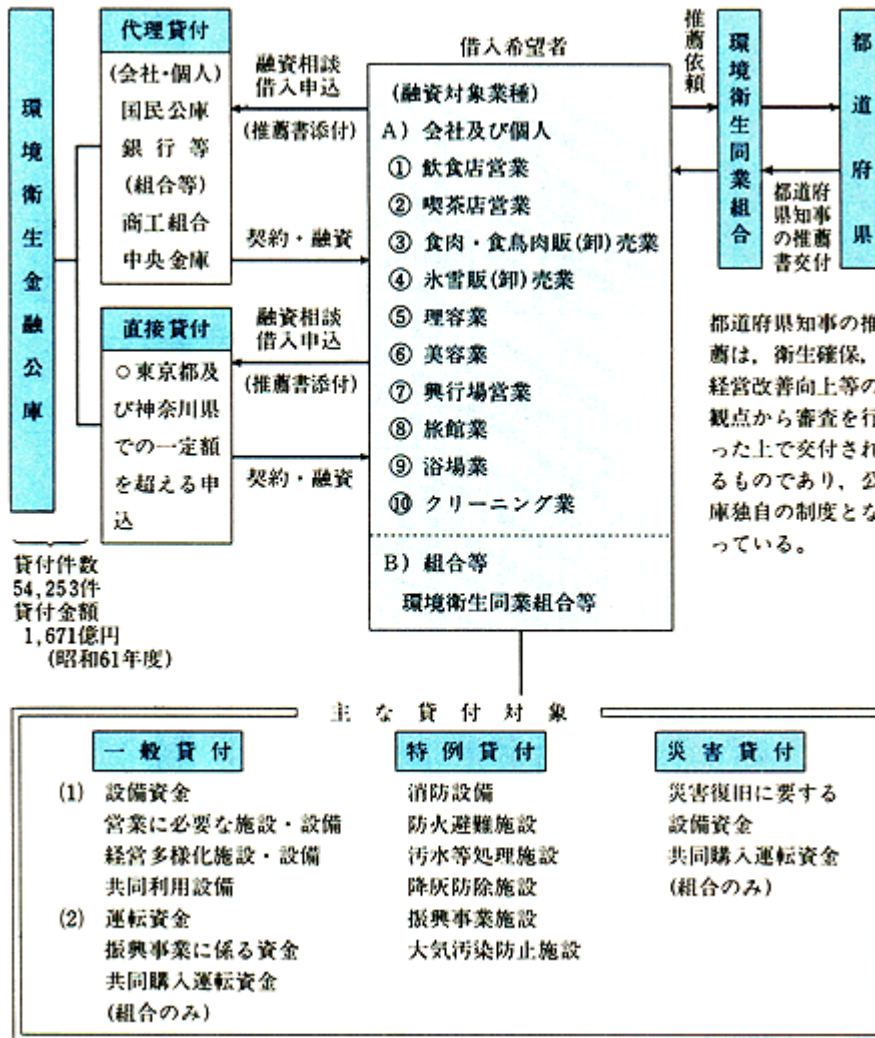
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 2 生活衛生

#### (7) 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある飲食店等の環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するための資金について融資するために昭和42年9月に設立された。これまでの貸付総額は2兆9,617億円(昭和61年度末現在累計)。



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 3 水道・廃棄物

#### (1) 水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

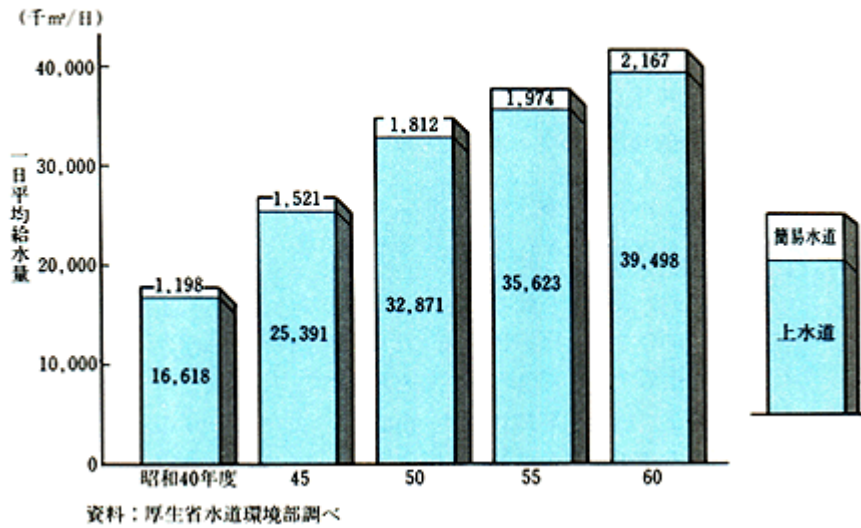
水道の 区分 項目	水道事業		水道用水 供給事業	専用水道	簡易専用水 道
	上水道事業	簡易水道事業			
定義	一般の需要 に応じて水を 供給する 事業で給水 人口 5,001 人以上のも の	一般の需要 に応じて水を 供給する 事業で給水 人口 101 人 以上 5,000 人以下のも の	水道事業に 対して浄水 を卸売する 事業	101 人以上 の人に居住 に必要な水 を供給する 自家用水道 等	ビル、マン ション等に 設置された 受水槽（有 効容量10㎡ 以上）を有 する水道で、 水道事業の みから水の 供給を受け るもの
経営主体	原則として市町村		原則として 地方公共団 体（都道府 県、一部事 務組合等）	—	—
管理主体				設置者	設置者
実施の手続	厚生大臣又は都道府県 知事の認可が必要		厚生大臣又 は都道府県 知事の認可 が必要	厚生大臣又 は都道府県 知事の確認 が必要	—
箇所数 (昭和61年度末 現在)	1,934	11,303	98	4,177	56,784

資料：厚生省水道環境部調べ

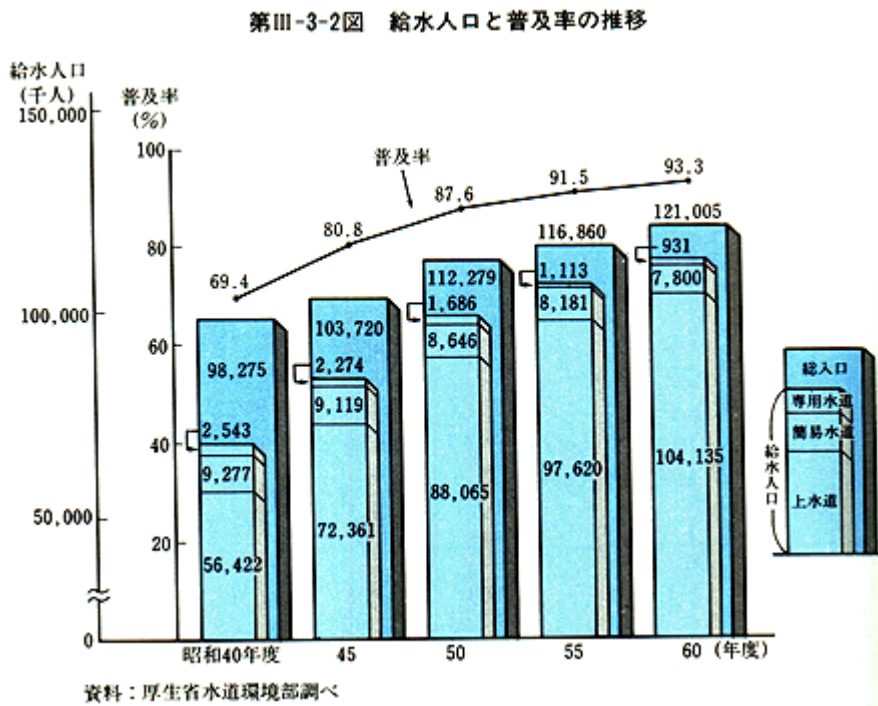
第III-3-1図 水道の水量の経年変化



第III-3-1図 水道の水量の経年変化



第III-3-2図 給水人口と普及率の推移



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 3 水道・廃棄物

#### (2) 高普及時代の水道行政

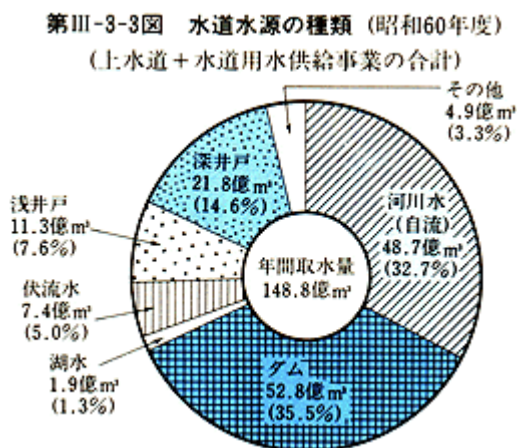
高普及時代を迎えた水道行政の今後の目標及び基本方策は次のとおりである。

#### 水道の目標と基本方策

水道の目標と基本方策

目 標	具 体 的 方 策
① ライフラインの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要に対応した供給の確保…ダム等の先行開発、需要の抑制水の再利用</li> <li>・渇水対策…渇水時においても生活に著しい支障を及ぼさない程度の給水の維持・均等給水確保のための施設整備（ex連絡管の布設、調整池の設置など）</li> <li>・地震等災害対策…基幹施設の耐震化、給水拠点の整備、系統の複合化等</li> </ul>
② 安心して飲める水の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質基準等の充実…基準項目の追加、指導基準等の作成</li> <li>・水源の水質汚濁防止…関係機関等との連絡調整</li> <li>・水質監視体制の整備…水道事業者等の連絡通報体制、国の主導による微量汚染の監視体制</li> <li>・簡易専用水道の管理の徹底…設置者の理解の向上、対象範囲の段階的拡大</li> <li>・給水用器具対策…浄水器等の給水用器具による水質の劣化の防止</li> </ul>
③ おいしい水の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼、貯水池の富栄養化の防止…条例、要綱等による水質保全、循環曝気等による貯水池の水質改善</li> <li>・浄水操作の適正化…塩素注入量等の適切な制御</li> <li>・施設対策…オゾン処理、活性炭処理等高度処理の導入</li> </ul>
④ 水道料金格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高料金化抑制のための事業者努力…料金設定にあたっての適切な配慮、事業執行の適正化、合理的経営の確保</li> <li>・国庫補助制度の運用…家庭用料金について最高と平均とで2倍以内となるよう配慮、高料金水道に対する効率的補助、施設の高度化等への国庫補助</li> <li>・制度等の検討…水資源の先行開発に対する負担の在り方、水道用水供給事業の料金の在り方</li> </ul>
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発途上国に対する技術協力の推進</li> <li>・対策実施のための調査・研究の実施</li> </ul>

第III-3-3図 水道源の種類(昭和60年度)



第III-3-4表 1ヵ月平均の消費支出額に対する水道料金の割合

第III-3-4表 1ヵ月平均の消費支出額に対する水道料金の割合  
(人口5万人以上の都市の全世帯を対象)

項目 \ 年度	45	50	55	60
消費支出総額 (円)	82,792	160,475	234,946	278,592
水道料金 (円)	505	831	1,294	1,802
構成比 (%)	0.6	0.5	0.6	0.6

(注) 水道料金は水道統計より試算、消費支出総額は総理府統計局家計調査年報による。

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 3 水道・廃棄物

#### (3) 廃棄物処理の概要

廃棄物の第一次的な処理責任は、一般廃棄物については市町村に、産業廃棄物については事業者にある。

#### 廃棄物の種類とその処理責任

		廃棄物の種類とその処理責任	
		一般廃棄物 (ごみ・し尿)	産業廃棄物 (汚でい、鉱さい等19種)
国	地方公共団体への技術的・財政的援助		
都道府県	市町村への技術的援助	市町村への技術的援助 産業廃棄物処理業者の許可 (産業廃棄物の広域的処理も可)	
市町村	市町村区域内の処理 一般廃棄物処理業者等の許可	(一般廃棄物と併せて処理できる 産業廃棄物の処理も可)	
事業者	自ら排出した廃棄物の処理 (処理の委託も可)		

#### 第III-3-5表 ごみ処理の推移

項目		第III-3-5表 ごみ処理の推移							
		昭和45年度		50		55		60	
①	総人口(千人)	103,119		112,376		117,429		121,267	
②	計画処理区域内人口(千人)	84,690		111,554		116,678		120,774	
③	計画収集量(t/日)	69,899		76,273		87,711		96,940	
④	直接搬入量(t/日)	—		28,039		26,017		16,842	
⑤	自家処理量(t/日)	7,099		10,894		6,643		5,259	
⑥	ごみ排出総量(t/日)	—		115,206		120,371		119,041	
⑦	1人当たりごみ排出総量(g/人・日)	—		1,033		1,032		986	
計画処理量	焼却(t/日)	42,559	55.3	54,477	52.2	68,739	60.4	80,370	70.6
	埋立(t/日)	25,715	33.5	48,295	46.3	42,139	37.1	30,007	26.4
	高速堆肥化(t/日)	548	0.7	158	0.2	213	0.2	172	0.2
	堆肥化・飼料(t/日)	132	0.2	20	0.0	78	0.0	12	0.0
	その他(t/日)	945	1.2	1,362	1.3	2,559	2.3	3,221	2.8
⑧	計(t/日)	69,899	100.0	104,312	100.0	113,728	100.0	113,782	100.0
⑨	人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量(t/日)	76,998		87,167		94,354		102,199	
⑩	1人1日当たり排出量(g/人・日)	909		781		809		846	

資料：厚生省水道環境部調べ



第III-3-6表 し尿処理の推移

第III-3-6表 し尿処理の推移

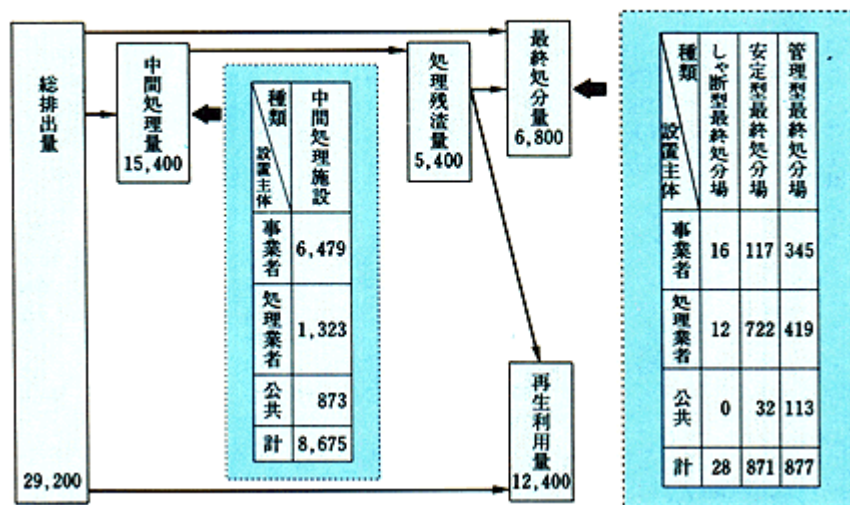
項目	昭和45年度		50		55		60		
	数量	(%)	数量	(%)	数量	(%)	数量	(%)	
総人口(千人)	103,119		112,376		117,429		121,267		
計画処理区域内人口(千人)	84,694		111,554		116,949		121,085		
水人	10,930		18,832		26,324		35,542		
浄化槽	10,417		17,532		26,867		32,323		
計	21,347		36,364		53,191		67,865		
非水洗化人口(千人)	63,347		75,190		63,758		53,220		
計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kℓ/日)	91,091	100.0	106,893	100.0	111,147	100.0	104,612	100.0	
くみ取りし尿の内訳(kℓ/日)	し尿処理施設	60,137	66.0	67,384	63.1	76,770	69.1	79,269	75.8
	下水道マンホール等	4,170	4.6	5,753	5.4	6,658	6.0	4,967	4.7
	農村還元等	4,532	5.0	3,559	3.3	2,497	2.2	1,875	1.8
	海洋投入	13,622	14.9	13,263	12.4	13,158	11.8	10,151	9.7
	計	82,461	90.5	89,959	84.2	99,084	89.1	96,262	92.0
自家処理量	8,630	9.5	16,934	15.8	12,063	10.9	8,350	8.0	

資料：厚生省水道環境部調べ

- (注) 1. し尿量は、年間の総量を365で割り、日量換算したものである  
 2. くみ取りし尿総量=くみ取りし尿量+し尿浄化槽汚泥量

産業廃棄物の処理状況(昭和55年度,万t/年)と産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和61年4月1日現在)

産業廃棄物の処理状況(昭和55年度,万t/年)と産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和61年4月1日現在)



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 3 水道・廃棄物

#### (4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を引き続き行うため、廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、第6次廃棄物処理施設整備計画が策定された。

#### 第6次廃棄物処理施設整備計画

##### 1) 事業の実施の目標

廃棄物の衛生処理を確保するため、廃棄物の資源化、減量化及び広域的な処理を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進するものとする。

一般廃棄物 処理施設	ごみ処理	昭和65年度末の計画処理区域における焼却可能ごみの92%（昭和60年度末88%）が処理できるよう焼却処理施設の整備を図るほか、粗大ごみ処理施設、余熱利用施設等廃棄物資源化施設、最終処分場等の整備を図るものとする。
	し尿処理	昭和65年度末の計画処理区域におけるし尿及びし尿浄化槽汚泥の92%（昭和60年度末89%）がし尿処理施設等で処理できるようし尿処理施設の整備を図るほか、地域し尿処理施設等の整備を図るものとする。
産業廃棄物 処理施設		地方公共団体が生活環境の保全の見地から必要と認める処理施設及び最終処分場について逐時整備するものとする。

##### 2) 事業の量

昭和61年度から昭和65年度までに実施すべき廃棄物処理施設の投資規模を次のとおり予定する。

総	額	1兆9,100億円
一般廃棄物処理施設		1兆4,290億円
産業廃棄物処理施設		1,010億円
調	整	費
		3,800億円



厚生白書(昭和62年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

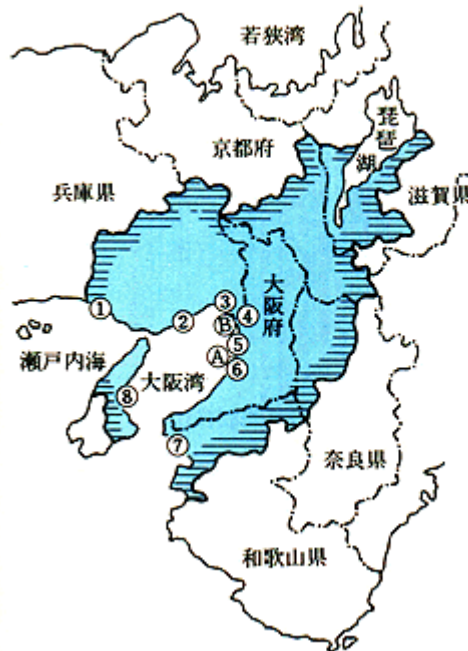
#### 3 水道・廃棄物

#### (5) 廃棄物の広域処理

大都市圏における最終処分場の確保難に対処するため、複数の地方公共団体が共同で最終処分場を海面に整備する計画(フェニックス計画)が進められており、大阪湾圏域では広域処理場の建設が進められ、東京湾圏域では今年4月に国が作成した基本構想をもとにその具体化に向けて検討が行われている。

#### 大阪河フェニックス計画における受入対象区域

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域  
(2府4県の149市町村)



#### 埋立地の位置及び規模

埋立地の位置及び規模

埋立場所名	規 模		図面 番号
	面 積 (ha)	埋立容量 (万㎡)	
泉大津沖 埋立処分場	203	3,000	㊶
尼崎沖 埋立処分場	113	1,500	㊷

## 搬入施設の位置及び規模

搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	規 模	
	取扱可能廃棄物量(t/日)	図面番号
加古川基地	1,700	①
神戸基地	6,700	②
尼崎基地	12,000	③
大阪基地	12,000	④
堺基地	9,900	⑤
泉大津基地	5,000	⑥
和歌山基地	2,100	⑦
津名基地	110	⑧

注) 受入対象区域から排出される廃棄物を搬入施設で受け入れ、輸送船等により埋立地まで輸送する。

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 生活環境

#### 3 水道・廃棄物

#### (6) 廃棄物の適正処理対策

項 目	内 容
廃棄物の資源化・減量化・有効利用のための施策	廃棄物の排出量の抑制及び分別収集、集団回収、焼却余熱利用等の方策を地域の実情に応じ適宜導入することにより、廃棄物の減量化、資源化及びエネルギー利用の促進を図る。
処理が困難な廃棄物対策	事業者による廃棄物処理性の自己評価、関係者間の協議の推進等により、処理が困難な廃棄物対策を推進する。また、使用済み乾電池については、広域的な処理体制の整備等を図る。
散在ごみ対策	環境衛生週間等の機会に、空き缶等散在ごみ対策のための普及啓発活動を行う。
収集・運搬システムの改善対策	モデル地域におけるパイプラインによる真空輸送方式の検討、分別収集の普及等を行う。
最終処分場の確保対策	年々増大する廃棄物に対し、各地域の実情等を踏まえて、必要となる最終処分場の確保に努める。
浄化槽対策	62年度より10月1日を「浄化槽の日」とする等浄化槽についての啓蒙活動を積極的に展開し、浄化槽法に基づく適正な管理等を推進する。
生活排水対策	地域し尿処理施設、生活排水処理施設に加え、本年度より比較的安価かつ簡単に設置でき水洗化と生活雑排水を処理できる合併処理浄化槽を国庫補助の対象とし、地域の特性等を勘案しつつ、これら施設の計画的な整備を推進する。
し尿の海洋投入削減対策	現存する海洋投入処分量を早期に削減するよう緊急かつ計画的な施設整備を推進する。
環境対策	廃棄物処理施設に係る環境対策として、最終処分場等の施設立地に際し、環境汚染の未然防止対策の事前評価を推進するとともに、廃棄物焼却炉についてのばいじん規制強化、し尿処理施設等への窒素・磷規制の導入等に伴い必要となる対策を今後も推進する。

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

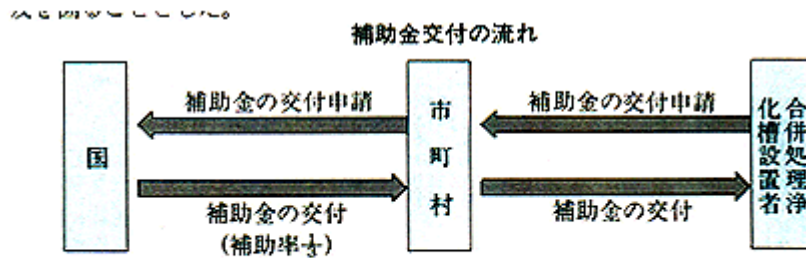
#### III 生活環境

#### 3 水道・廃棄物

#### (7) 合併処理浄化槽設置整備事業

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ簡単に設置できる上、放流水の水質もよいことから、生活雑排水による生活環境の悪化及び公共用水域の汚濁を防止する有効な手段であるので、昭和62年度より合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を創設し、その普及を図ることとした。

#### 補助金交付の流れ



- (注) 1. 国は、合併処理浄化槽設置者に対し補助事業を行っている市町村(一部事務組合を含む)に補助を行う。  
2. 国庫補助の対象となるのは、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l以下の機能を有する合併処理浄化槽である。

#### 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較

